

平成29年10月6日

答申第788号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会は強姦致傷容疑で逮捕された職員を懲戒免職にした。何故起訴さえされていないのに、このような処分が可能なのか？過去の処分例に基づく開示。」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、人事に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当し開示することができないとした。

なお、報道に携わる職員がこのような悪質な事件で逮捕され、公共放送への信頼を著しく損ねた責任は極めて重く、厳しく対応すべきと判断したことを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、人事に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成29年10月6日（第253回審議委員会）

第801号諮問、審議、答申